

平成 2 6 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我 孫 子 市 教 育 委 員 会

平成26年第3回定例教育委員会日程

- 日時 平成26年3月25日(火) 午後2時
- 場所 教育委員会大会議室
- 日程第1 会議録署名委員の指名
豊島秀範
- 日程第2 議案
- 議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について(総務課)
- 議案第2号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について(総務課)
- 議案第3号 我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の制定について(総務課)
- 議案第4号 我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定について(指導課)
- 議案第5号 我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインの策定について(指導課)
- 議案第6号 我孫子市社会教育指導員の委嘱について(生涯学習課)
- 議案第7号 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について(生涯学習課)
- 議案第8号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(文化・スポーツ課)
- 議案第9号 「旧井上家住宅の保存と活用計画」の策定について
(文化・スポーツ課)
- 議案第10号 教育委員会の人事異動について(総務課)
- 日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 6
議案第 3 号	我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 10
議案第 4 号	我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定について	・ ・ ・ ・ 12
議案第 5 号	我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインの策定について	・ ・ ・ ・ 18
議案第 6 号	我孫子市社会教育指導員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 19
議案第 7 号	我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 21
議案第 8 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 36
議案第 9 号	「旧井上家住宅の保存と活用計画」の策定について	・ ・ ・ ・ 42
議案第 10 号	教育委員会の人事異動について	・ ・ ・ ・ 43

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

小中一貫教育推進室の新設に伴い、組織を変更するため、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前																				
（部、課、担当等の設置） 第13条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の表に定める部、課及び担当を置く。			（部、課、担当等の設置） 第13条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部及び室（以下「部等」という。）、課及び担当（以下「課等」という。）並びに担当を置く。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育 総務 部</td> <td>総務課 の目及び 学校 教育課 の目 略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導担当 小中一貫教育推進 担当</td> </tr> <tr> <td>生涯 学習 部</td> <td>生涯学 習課の 目及び 文化・ スポー ツ課の 目 略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	担当名	教育 総務 部	総務課 の目及び 学校 教育課 の目 略	略	指導課	指導担当 小中一貫教育推進 担当	生涯 学習 部	生涯学 習課の 目及び 文化・ スポー ツ課の 目 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部等 名</th> <th>課等名</th> <th>担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育 総務 部</td> <td>総務課 の目及び 学校 教育課 の目 略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導担当</td> </tr> <tr> <td>生涯 学習 部</td> <td>生涯学 習課の 目及び 文化・ スポー ツ課の 目 略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	部等 名	課等名	担当名	教育 総務 部	総務課 の目及び 学校 教育課 の目 略	略	指導課	指導担当	生涯 学習 部	生涯学 習課の 目及び 文化・ スポー ツ課の 目 略	略
部名	課名	担当名																					
教育 総務 部	総務課 の目及び 学校 教育課 の目 略	略																					
	指導課		指導担当 小中一貫教育推進 担当																				
生涯 学習 部	生涯学 習課の 目及び 文化・ スポー ツ課の 目 略	略																					
部等 名	課等名		担当名																				
教育 総務 部	総務課 の目及び 学校 教育課 の目 略	略																					
	指導課		指導担当																				
生涯 学習 部	生涯学 習課の 目及び 文化・ スポー ツ課の 目 略	略																					

**2 前項の表に規定する指導課に、小
中一貫教育推進室を置く。**

(分掌事務)

第14条 **前条第1項に規定する課及び担当並びに同条第2項に規定する室の分掌事務の基準**は、別表第1のとおりとする。

(職制)

第20条 部に部長を、課に課長を、**室に室長を**、教育機関に長を、担当に主査長を置く。

2 必要があるときは参与を、部に参事、部次長及び副参事を、課及び教育機関に、主幹、課長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、栄養士長、主査長、担当栄養士長、分館長及び担当業務長を、担当及び教育機関に、主査、主任、総括自動車運転手、主任自動車運転手、総括給食調理員、主任給食調理員、主任栄養士、主任福祉主事、主任歯科衛生士、総括用務員、主任用務員、主任司書及び主任学芸員を置くことができる。

別表第1 (第14条関係)

(1) 教育総務部

区分		事務の概目
総務課 の項及	略	略

(分掌事務)

第14条 課及び担当**の分掌事務**は、別表第1のとおりとする。

(職制)

第20条 部に部長を、課に課長を、教育機関に長を、担当に主査長を置く。

2 必要があるときは参与を、部に参事、部次長及び副参事を、課及び教育機関に、主幹、**室長**、課長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、栄養士長、主査長、担当栄養士長、分館長及び担当業務長を、担当及び教育機関に、主査、主任、総括自動車運転手、主任自動車運転手、総括給食調理員、主任給食調理員、主任栄養士、主任福祉主事、主任歯科衛生士、総括用務員、主任用務員、主任司書及び主任学芸員を置くことができる。

別表第1 (第14条関係)

(1) 教育総務部

区分		事務の概目
総務課 の項及	略	略

び学校 教育課 の項 略		
指導課 (小中 一貫教 育推進 室)	指導 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営及び 学校教育の指導 援助に関するこ と。 ○ 教育課程及び 学習に関するこ と。 ○ 生徒指導及び 教科外活動の指 導助言に関する こと。 ○ 教科用図書及 び教材の取扱い に関すること。 ○ 研究校その他 研究機関の指導 助言に関するこ と。 ○ 教職員の研修 に関すること。 ○ コンピュータ 教育に関するこ と。 ○ 進路指導に関 すること。 ○ 学校の連合行

び学校 教育課 の項 略		
指導課	指導 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営及び 学校教育の指導 援助に関するこ と。 ○ 教育課程及び 学習に関するこ と。 ○ 生徒指導及び 教科外活動の指 導助言に関する こと。 ○ 教科用図書及 び教材の取扱い に関すること。 ○ 研究校その他 研究機関の指導 助言に関するこ と。 ○ 教職員の研修 に関すること。 ○ コンピュータ 教育に関するこ と。 ○ 進路指導に関 すること。 ○ 学校の連合行

	<p>事に関する事。</p> <p>○ 学校体育の振興に関する事。</p>
小中一貫教育推進担当	<p>○ 小中一貫教育の計画に関する事。</p> <p>○ 小中一貫教育に関する教育課程及び学習指導に関する事。</p> <p>○ その他小中一貫教育に関する事。</p>

(2)の表 略

	<p>事に関する事。</p> <p>○ 学校体育の振興に関する事。</p>
--	---------------------------------------

(2)の表 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成 26 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部 俊治

提案理由

小中一貫教育推進室の新設に伴い、職務権限を定めるため、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 部 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年（教）規則第2号。以下「規則」という。）第13条第1項に規定する部をいう。</p> <p>(2) 課 規則第13条第1項に規定する課、第16条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所をいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 部次長 規則第20条第2項に規定する部次長をいう。</p> <p>(6) 課長 規則第13条第1項に規定する課の課長、主幹並びに第16条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所の長をいう。</p> <p>(6)の2から(18)まで 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 部 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年（教）規則第2号。以下「規則」という。）第13条に規定する部をいう。</p> <p>(2) 課 規則第13条に規定する課、第16条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所をいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 部次長 規則第20条第2項に規定する部の次長をいう。</p> <p>(6) 課長 規則第13条に規定する課の課長、主幹並びに同条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第5号に規定する教育研究所の長をいう。</p> <p>(6)の2から(18)まで 略</p>

別表第2（第24条関係）

個別専決事項

1

区分	専決事項	専決区分		
		教育長	部長	課長
教務課の総務及び学校教育部の目略	略	略	略	略
指導課（ <u>小中一貫教育推進室</u> ）	我孫子市教育施策及び学校教育重点施策に関すること。の節から少年指導員会議に関すること。の節まで略	略	略	略
	青少年の指導に関すること。			○
	小中一貫教育の計画 に関する		○	

別表第2（第24条関係）

個別専決事項

1

区分	専決事項	専決区分		
		教育長	部長	課長
教務課の総務及び学校教育部の目略	略	略	略	略
指導課	我孫子市教育施策及び学校教育重点施策に関すること。の節から少年指導員会議に関すること。の節まで略	略	略	略
	青少年の指導に関すること。			○

	ること。			
	小中一貫教育に関する教育課程及び学習指導に関すること。			○
	その他小中一貫教育に関すること。			○
教育研究所	略	略	略	略

2 の表 略

教育研究所	略	略	略	略

2 の表 略

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則を次のように制定する。

平成 26 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市職員の再任用に関する条例の制定に伴い、関係規則を整備するため提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則

教育委員会が行う職員の再任用に係る我孫子市職員の再任用に関する条例（平成25年条例第24号）の施行については、別に定めるもののほか、我孫子市職員の再任用に関する条例施行規則（平成26年規則第24号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第4号

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定について

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程を次のように制定する。

平成26年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

学校校務支援システムのネットワーク化に伴い、外部からのオンライン結合が必要となるため、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程を制定するものです。

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、我孫子市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)並びに我孫子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)における教育活動、学習活動及び児童・生徒の学力向上を図るために活用する我孫子市教育情報ネットワーク(以下「市教育情報ネットワーク」という。)の運用並びに管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市教育情報ネットワーク 我孫子市教育委員会内に設置するサーバと各学校の校内ネットワークを相互に接続する教育用ネットワークシステムをいう。
- (2) サーバ コンピュータネットワークにおいて、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータをいう。
- (3) 校内ネットワーク 各学校の職員室、パソコン教室、普通教室等に設置されたコンピュータを相互に接続する教育用ネットワークシステムをいう。
- (4) 教育系ネットワーク 市教育情報ネットワークのうち、教育活動、学習活動等におけるインターネットを利用した情報の発信及び活用を目的とする教育用ネットワークシステムをいう。
- (5) 校務系ネットワーク 市教育情報ネットワークのうち、校務の処理を目的とする教育用ネットワークシステムをいう。
- (6) 外部アクセス 市教育情報ネットワークと教職員が個人で所有するコンピュータとを、教育委員会が当該教職員に対し貸与する専用の機器を用いて、電気通信回線を通じ結合することをいう。
- (7) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号

その他の符号により特定の個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。)をいう。

(利用目的)

第3条 市教育情報ネットワークのうち、教育系ネットワークについては、次に掲げる目的に限り利用することができる。

- (1) 教育活動、学習活動等の内容及び成果に係る情報を発信するとき。
- (2) 教育、学習等に関する情報交換及び連絡を行うとき。
- (3) 学習の指導及び学習に関する情報の検索、収集並びに加工を行うとき。
- (4) ネットワーク配信コンテンツを活用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市教育情報ネットワーク総括管理者が、教育活動及び学習活動の充実を図るため必要と認めるとき。

2 市教育情報ネットワークのうち、校務系ネットワーク(外部アクセスにより市教育情報ネットワークに接続する場合を含む。)については、校務の処理及び校務に係る記録の管理を行うときに限り利用することができる。

(総括管理者)

第4条 市教育情報ネットワーク(外部アクセスにより接続されるものを含む。以下同じ。)の総括的な運用管理を行うため、市教育情報ネットワーク総括管理者(以下「総括管理者」という。)を置く。

2 総括管理者は、教育総務部長をもって充てる。

3 総括管理者が事故その他やむを得ない事由によりその職務を行うことができない場合は、教育総務部次長がその職務を代理する。

(総括管理者の職務)

第5条 総括管理者は、次に掲げる職務を所掌する。

- (1) 市教育情報ネットワークの整備充実に関すること。

(2) 市教育情報ネットワークにおけるデータ及び個人情報の保護に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市教育情報ネットワークの管理及び運用に係る総括に関すること。

(運用管理者)

第6条 市教育情報ネットワークの安全かつ適正な運用を行うため、市教育情報ネットワーク運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。

2 運用管理者は、市教育情報ネットワーク主管課長をもって充てる。

(運用管理者の職務)

第7条 運用管理者は、次に掲げる職務を所掌する。

(1) 市教育情報ネットワークの利用の開始及び停止に関すること。

(2) 市教育情報ネットワークの情報セキュリティ対策に関すること。

(3) 市教育情報ネットワークの運用及び管理に支障が生じた場合の処理に関すること。

(4) 各学校の電子メールを利用しての不特定多数への情報発信の承認に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市教育情報ネットワークの運用及び管理に関すること。

(管理責任者及び運用主任)

第8条 各学校における市教育情報ネットワークの管理及び運用を行うため、校内ネットワーク管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び校内ネットワーク運用主任(以下「運用主任」という。)を置く。

2 管理責任者は、各学校の校長とする。

3 運用主任は、各学校の職員の中から校長が選任する。(原則として教頭を選任する。)

(管理責任者及び運用主任の職務)

第9条 管理責任者は、所属する学校において、次に掲げる職務を行う。

- (1) 校内ネットワークの利用状況の把握に関すること。
- (2) 校内ネットワークの情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) ホームページの開設及び更新の承認に関すること。
- (4) 所属する教職員が外部アクセスにより市教育情報ネットワークに接続する場合における監督に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校内ネットワークの管理に関すること。

2 運用主任は、所属する学校において、管理責任者の指示を受けて次に掲げる職務を行う。

- (1) ホームページの開設及び更新に関すること。
- (2) 校内ネットワークの利用に関する指導及び助言に関すること。
- (3) 所属する教職員が外部アクセスにより市教育情報ネットワークに接続する場合における指導及び助言に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、校内ネットワークの運用に関すること。

(個人情報の保護)

第10条 市教育情報ネットワークを利用する者は、個人情報を取り扱うときは、次に定めるところにより運用するものとする。

- (1) 個人情報は、児童・生徒の教育活動、学習活動等のために管理責任者が必要があると認めた場合に限り、記録することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる個人情報については、ホームページに掲載してはならない。ただし、当該個人情報が記録されている者から同意を得た場合であって、かつ、管理責任者が教育活動又は学習活動のために必要があると認めたときは、この限りでない。

- ア 本籍、住所、電話番号及び生年月日
- イ 氏名、写真、家族構成等個人が特定できる情報
- ウ 身体や障害の状況等
- エ 趣味及び特技並びに意見等

2 前項に定めるもののほか、個人情報保護については、我孫子市個人情報保護条例(平成16年条例第5号)及び我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則(平成16年教育委員会規則第7号)の規定に基づき行うものとする。

(利用の停止等)

第11条 総括管理者は、市教育情報ネットワークの点検、整備を行うとき、又はこの訓令に違反していると認められるときは、市教育情報ネットワークの一部若しくは全部の使用を停止し、又は中止させることができる。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインその他市教育情報ネットワークの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインの策定について

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインを別冊のように策定する。

平成 26 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部 俊治

提案理由

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定に伴い、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインを策定するものです。

議案第 6 号

我孫子市社会教育指導員の委嘱について

我孫子市社会教育指導員を次のとおり委嘱する。

平成 26 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

指導員の任期満了に伴い社会教育指導員設置に関する条例第 4 条の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。

平成 26 年度我孫子市社会教育指導員名簿

1 委嘱期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

2 委嘱年月日 平成 26 年 4 月 1 日

3 委嘱人数 9 人

4 委嘱者

	氏 名	住 所	備 考	初年度
1	えだむらちよこ 枝村千代子	我孫子市若松	再任	平成 21 年
2	いわさき いさむ 岩崎 勇	我孫子市湖北台	再任	平成 22 年
3	うめだ よしたか 梅田 吉隆	我孫子市天王台	再任	平成 23 年
4	のぐち かおる 野口 薫	我孫子市都部	再任	平成 23 年
5	しまだ ゆうこ 島田 祐子	我孫子市天王台	再任	平成 23 年
6	こいけ せいこ 小池 精子	我孫子市中里	再任	平成 25 年
7	おかだ けいこ 岡田 恵子	我孫子市新木	新任	平成 26 年
8	ももはら かおり 百原 香織	我孫子市岡発戸	新任	平成 26 年
9	やすき きとえ 安木 里江	我孫子市寿	新任	平成 26 年

議案第7号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成26年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

公民館の予約システムをちば施設予約システムサービスに切り替えを行うため我孫子市公民館管理規則の一部を改正するものです。

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成4年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、我孫子市公民館条例（昭和41年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p><u>（使用者登録の申請）</u></p> <p>第2条 <u>条例第7条の登録（以下「使用者登録」という。）を受けようとする者は、我孫子市公共施設使用者登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（使用者登録及び登録カードの交付）</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用者登録をするとともに、我孫子市公共施設使用者登録カード（以下「登録カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>登録カードの様式は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p><u>（使用者登録の変更又は廃止の届</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、我孫子市公民館条例（昭和41年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める <u>ことを目的とする。</u></p>

出)

第4条 使用者登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、我孫子市公民館使用者登録変更・廃止届（様式第2号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 使用者登録を受けた事項に変更が生じたとき。

(2) 使用者登録を取り消すとき。

2 教育委員会は、前項第1号に該当する旨の届出があったときは使用者登録の内容を変更し、同項第2号に該当する旨の届出があったときは使用者登録を取り消すものとする。

（使用許可申請）

第5条 **条例第8条**の規定により公民館の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用許可を受けようとする者は、我孫子市公民館使用許可申請書（様式第3号）を次の各号に掲げる施設等につき、それぞれ当該各号に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

（許可申請）

第2条 **条例第7条**の規定により公民館の施設及び設備（以下「施設」という。）の使用許可を受けようとする者は、我孫子市公民館使用許可申請書（様式第1号）を次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定める期間内（以下「申請期限」という。）に教育委員会（指定管理者が管理する公民館にあっては、当該指定管理者。第3条、第4条及び第8条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、申請期限を過ぎた場合においても、教育委員会（指定管

<p>(1) <u>湖北地区公民館のホール</u> <u>使用をしようとする日</u> (以下「<u>使用日</u>」という。)の属する月の<u>6月前の月の初日から使用日の20日前まで</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる施設以外の施設等</u> <u>使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日まで</u></p>	<p><u>理者が管理する公民館にあつては、当該指定管理者。第3条、第4条及び第8条において同じ。)</u>が特に認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) <u>公民館の施設</u> <u>使用をしようとする日</u>(以下「<u>使用日</u>」という。)の属する月の<u>3月前の月の初日から使用日まで</u></p> <p>(2) <u>湖北地区公民館のホール</u> <u>使用日の属する月の6月前の月の初日から使用日の20日前まで</u></p>
<p>2 教育委員会は、前項の申請書のほかに必要な書類を提出させることができる。</p>	<p>2 教育委員会 (<u>指定管理者が管理する公民館にあつては、当該指定管理者。第3条、第4条及び第8条において同じ。)</u>は、前項の申請書のほかに必要な書類を提出させることができる。</p>
<p>3 <u>第1項の規定による申請の手続は、インターネットを利用して行うことができる。</u></p> <p>(使用許可)</p>	<p>(使用許可)</p>
<p>第6条 教育委員会は、公民館の使用を許可したときは、我孫子市公民館使用許可書 (<u>様式第4号</u>。以下「許可書」という。)を交付するものとする。</p> <p><u>(使用の取りやめの届出)</u></p>	<p>第3条 教育委員会は、公民館の使用を許可したときは、我孫子市公民館使用許可書 (<u>様式第2号</u>。以下「許可書」という。)を交付するものとする。</p> <p><u>(使用者の使用取消し又は変更)</u></p>
<p>第7条 公民館の使用許可を受けた者 (以下「<u>使用者</u>」という。) <u>は、</u></p>	<p>第4条 公民館の使用許可を受けた者 (以下「<u>使用者</u>」という。) <u>が、</u></p>

<p><u>許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、我孫子市公民館使用取りやめ届（様式第5号）により、教育委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>公民館の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、我孫子市公民館使用取消（変更）承認申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定による届出は、使用日の14日前までに行う場合に限り、インターネットを利用して行うことができる。</u></p>	
<p>（施設等の使用を取りやめる場合の使用料の納入）</p>	<p>（施設等の使用を取りやめる場合の使用料の納入）</p>
<p>第8条 使用者は、<u>自己の都合</u>により許可を受けた施設等の使用を取りやめる場合において、使用日の14日前までに前条に規定する届出を行わないときは、当該許可を受けた施設等の使用料を納入しなければならない。</p> <p>（許可書等の提示）</p>	<p>第5条 使用者は、<u>使用者の責め</u>により許可を受けた施設等の使用を取りやめる場合において、使用日の14日前までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けた施設等の使用料を納入しなければならない。</p> <p>（許可書等の提示）</p>
<p>第9条 使用者は、その使用に際し、既に交付した許可書及び使用料の<u>納入</u>が確認できるものを提示しなければならない。</p> <p>（使用料の免除）</p>	<p>第6条 使用者は、その使用に際し、既に交付した許可書及び使用料の<u>納付</u>が確認できるものを提示しなければならない。</p> <p>（使用料の免除）</p>
<p>第10条 <u>条例第13条</u>に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>第7条 <u>条例第11条</u>に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>
<p>第11条 略</p> <p>（使用者及び入場者の守るべき事</p>	<p>第8条 略</p> <p>（使用者及び入場者の守るべき事</p>

項)

第12条 公民館の使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 許可を受けない**施設等**を使用し、又は移動しないこと。

(6) 略

(申請の制限)

第13条 許可を受けた施設等の使用料に未納がある者(当該許可について使用日の14日前までに第7条に規定する届出をした者を除く。)は、公民館の使用申請をすることができない。公民館以外の使用の許可を受けた公の施設の使用料に未納がある場合も、同様とする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用者又は入場者が故意又は過失により**施設等**をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第15条 条例第14条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条から第7条まで及び第11条中「教育委員会」とあり、並びに様式第2号から様式第5号までの様式中「我孫子市教育

項)

第9条 公民館の使用者及び入場者は、次**の各号**に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 許可を受けない**施設**を使用し、又は移動しないこと。

(6) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、使用者又は入場者が故意又は過失により**施設又は設備**をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

委員会」とあるのは、「指定管理者」
と読み替えるものとする。

第16条 略

別表（第11条関係）

表 略

第11条 略

別表（第8条関係）

表 略

様式を次のように改める。

主な活動場所	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> 近隣センター（ ） <input type="checkbox"/> 市民センター（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
会 員 数	人（うち市外在住者 人）		
会員年齢層	<input type="checkbox"/> 青年者（19歳以下） <input type="checkbox"/> 成年者（20歳以上65歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者（65歳以上） <input type="checkbox"/> 婦人（女性だけの団体）		※複数回答可
会 費 等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	入会金 円	会費 年・月 円	材料費 月・回 円
講師(指導者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（講師氏名 ）		
	謝 礼	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 月・回 円 ）	
会 員 募 集	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
情 報 公 開	<input type="checkbox"/> 活動情報を公開してよい <input type="checkbox"/> 活動情報を公開したくない ※公開内容は、次のとおりです。 団体名（個人名）・代表者名・電話番号・活動内容・主な活動場所		

【使用目的について】

我孫子市公共施設では、次の目的での使用を認めていません。ただし、（４）及び（５）の要件については、体育施設及び我孫子市民プラザに限り認められる場合がありますので、各施設の窓口でご相談ください。

- （１）政治団体による寄附・入会などの勧誘目的で施設を使用しません。・・・・・・はい
（２）宗教の布教・入信等の勧誘目的で施設を使用しません。・・・・・・はい
（３）同一又は類似の活動目的、会員構成で既に使用者登録していません。・・・・はい
（４）企業や個人営業に関する営利目的で施設を使用しません。・・・・・・はい
（５）教室（指導者自らが受講料等を徴収するもの）などを行う目的で施設を使用しません。・・・・はい

※公民館の使用に当たっては、我孫子市公民館条例第9条に違反する使用はできません。

※虚偽の内容で登録した場合は、登録が抹消され、我孫子市公共施設の使用ができなくなります。

【施設使用同意書】

- （１）我孫子市公共施設の使用に当たっては、各施設の条例及び規則を遵守することに同意します。
（２）「ちば施設予約サービス」の使用に当たっては、「ちば施設予約システム利用規約」を遵守することに同意します。
（３）我孫子市以外の「ちば施設予約サービス」参加自治体の施設を利用する場合は、我孫子市から当該自治体に、登録情報を提供することに同意します。

年 月 日

署名 _____

我孫子市教育委員会あて

届出者

登録番号 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

〒 _____

住 所 _____

電話番号 _____

我孫子市公民館使用者登録変更・廃止届

届出区分	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 廃止
変更・廃止理由		

※変更の場合に、変更する項目のみ記入してください。

ふりがな			
団体名又は氏名			
代 表 者	ふりがな	区分	<input type="checkbox"/> 高校生以下 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 65歳以上
	氏名	生年 月日	大・昭・平 年 月 日生
	電話番号	(自宅) _____	(携帯) _____
	住所	〒 _____	
	予約情報通知先 メールアドレス	@ ※抽選結果や予約内容のメールでの送信を希望される方は、ご記入ください。	
備考			

職員記入欄

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
住所区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 取手市 <input type="checkbox"/> その他市外	営利区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利
受付館	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 近隣センター () <input type="checkbox"/> 市民センター ()		

我孫子市教育委員会あて

申請者 登録番号 _____ 団体名 _____
 代表者氏名 _____ 電話番号 _____
 住 所 〒 _____ 我孫子市 _____

我孫子市公民館使用許可申請書

使用施設名		我孫子地区公民館					湖北地区公民館				
第1回	日時	年 月 日 () 午前・午後					時から 午前・午後 時まで				
	部屋名	1 ホール	5 第2和室	9 第3学習室	11 第5学習室		1 ホール	5 工芸工作室	9 第3学習室	11 第5学習室	
		2 ミニホール	6 工芸工作室	10 第4学習室		2 調理室	6 第1学習室	10 第4学習室			
		3 調理室	7 第1学習室			3 第1和室	7 第2学習室				
		4 第1和室	8 第2学習室			4 第2和室	8 第3学習室				
第2回	日時	年 月 日 () 午前・午後					時から 午前・午後 時まで				
	部屋名	1 ホール	5 第2和室	9 第3学習室	11 第5学習室		1 ホール	5 工芸工作室	9 第3学習室	11 第5学習室	
		2 ミニホール	6 工芸工作室	10 第4学習室		2 調理室	6 第1学習室	10 第4学習室			
		3 調理室	7 第1学習室			3 第1和室	7 第2学習室				
		4 第1和室	8 第2学習室			4 第2和室	8 第3学習室				
第3回	日時	年 月 日 () 午前・午後					時から 午前・午後 時まで				
	部屋名	1 ホール	5 第2和室	9 第3学習室	11 第5学習室		1 ホール	5 工芸工作室	9 第3学習室	11 第5学習室	
		2 ミニホール	6 工芸工作室	10 第4学習室		2 調理室	6 第1学習室	10 第4学習室			
		3 調理室	7 第1学習室			3 第1和室	7 第2学習室				
		4 第1和室	8 第2学習室			4 第2和室	8 第3学習室				
第4回	日時	年 月 日 () 午前・午後					時から 午前・午後 時まで				
	部屋名	1 ホール	5 第2和室	9 第3学習室	11 第5学習室		1 ホール	5 工芸工作室	9 第3学習室	11 第5学習室	
		2 ミニホール	6 工芸工作室	10 第4学習室		2 調理室	6 第1学習室	10 第4学習室			
		3 調理室	7 第1学習室			3 第1和室	7 第2学習室				
		4 第1和室	8 第2学習室			4 第2和室	8 第3学習室				
第5回	日時	年 月 日 () 午前・午後					時から 午前・午後 時まで				
	部屋名	1 ホール	5 第2和室	9 第3学習室	11 第5学習室		1 ホール	5 工芸工作室	9 第3学習室	11 第5学習室	
		2 ミニホール	6 工芸工作室	10 第4学習室		2 調理室	6 第1学習室	10 第4学習室			
		3 調理室	7 第1学習室			3 第1和室	7 第2学習室				
		4 第1和室	8 第2学習室			4 第2和室	8 第3学習室				
目的											
人員	人（催し物を行う場合は、来客を含めた来場予定者の総数を記入してください。）										
備考											

様式第 3 号の次に次の様式を加える。

我孫子市公民館使用許可書

発行年月日：

申請年月日：

許可年月日：

予約番号：

住所

団体名又は氏名

代表者名

電話番号

担当者名

担当者電話番号

我孫子市教育委員会 印

次のとおり使用を許可します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
料金区分			
催事開催時間			

使用年月日	開始時間	終了時間	施設名	使用料
施設使用料計			設備使用料計	
加算使用料計			減免使用料計	
			合計使用料	
備考				

受付館：

年 月 日

我孫子市教育委員会あて

登録番号 _____
 団体名 _____
 届出者 代表者氏名 _____
 〒 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

我孫子市公民館使用取りやめ届

公民館の使用を取りやめるので、次のとおり届け出ます。

使用許可日時	年 月 日 ()				
	午前・午後		時から	午前・午後	時まで
使用許可施設	我孫子地区公民館		湖北地区公民館		
	1	ホール	1	ホール	
	2	ミニホール	2	調理室	
	3	調理室	3	第1和室	
	4	第1和室	4	第2和室	
	5	第2和室	5	工芸工作室	
	6	工芸工作室	6	第1学習室	
	7	第1学習室	7	第2学習室	
	8	第2学習室	8	第3学習室	
	9	第3学習室			
	10	第4学習室			
	11	第5学習室			
予 約 番 号					
備 考					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 26 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市民体育館の予約システムをちば施設予約システムサービスに切り替えを行うため我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用者登録の申請)</p> <p>第2条 条例第9条の登録（以下「使用者登録」という。）を受けようとする者は、我孫子市<u>公共</u>施設使用者登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(使用者登録及び登録カードの交付)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用者登録をするとともに、我孫子市<u>公共</u>施設使用者登録カード（以下「登録カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第5条 1 略</p> <p>2 前項の申請手続は、インターネットを利用して行うことができる。</p>	<p>(使用者登録の申請)</p> <p>第2条 条例第9条の登録（以下「使用者登録」という。）を受けようとする者は、我孫子市<u>体育</u>施設使用者登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(使用者登録及び登録カードの交付)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用者登録をするとともに、我孫子市<u>体育</u>施設使用者登録カード（以下「登録カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第5条 1 略</p> <p>2 前項の申請手続は、インターネット<u>又は市内公共施設に設置してあるタッチパネル情報端末（以下「インターネット等」という。）</u>を利用して</p>

<p>(使用の取りやめ等)</p> <p>第 8 条 1 略</p> <p>2 前項の手続は、インターネットを利用して行うことができる。</p>	<p>て行うことができる。</p> <p>(使用の取りやめ等)</p> <p>第 8 条 1 略</p> <p>2 前項の手続は、インターネット<u>等</u>を利用して行うことができる。</p>
--	--

様式 1 号を次の様に改める。

様式第1号 (第2条関係)

申請日 年 月 日

我孫子市公共施設使用者登録申請書

登録番号										※この欄は記入しないでください。
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------

※下記の太枠内(裏面)をご記入ください。

ふりがな								希望パスワード(英数混在、任意の4~8桁。記号は使えません。) ※新規登録者のみ記入					
団体名 または氏名													
登録済施設	<input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 体育施設 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 市民センター <input type="checkbox"/> 千葉県福祉ふれあいプラザ <input type="checkbox"/> その他()												
代表者	ふりがな						区分	<input type="checkbox"/> 高校生以下 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 65歳以上					
	氏名						生年月日	大・昭・平 年 月 日生					
	電話番号	(自宅) _ _ _ _ _					(携帯) _ _ _ _ _						
	住所	〒 _ _ _ _ _											
	予約情報通知先 メールアドレス	@ ※抽選結果や予約内容のメールでの送信を希望される方はご記入ください。											
活動内容	<input type="checkbox"/> 教育・学習 <input type="checkbox"/> 人文・社会科学 <input type="checkbox"/> 自然科学 <input type="checkbox"/> 産業・技術・情報 <input type="checkbox"/> 芸術・文化 <input type="checkbox"/> 音楽・芸能 <input type="checkbox"/> 郷土 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> スポーツ・レクリエーション <input type="checkbox"/> 家庭生活・趣味 <input type="checkbox"/> 市民生活・国際関係 <input type="checkbox"/> その他()												
	※活動内容を具体的に記入してください。												
	区分 ※体育施設を利用する方のみ選択してください。 <input type="checkbox"/> アマチュア <input type="checkbox"/> その他()												

※上記内容に変更が生じた場合は、再度申請をしてください。(裏面もご記入ください)

職員記入欄

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他()										
住所区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 取手市 <input type="checkbox"/> その他市外					営利区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利				
受付館	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 近隣センター() <input type="checkbox"/> 市民センター()										

主な活動場所	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> 近隣センター () <input type="checkbox"/> 市民センター () <input type="checkbox"/> その他 ()		
会員数	人 (うち市外在住者 人)		
会員年齢層	<input type="checkbox"/> 青年者 (19歳以下) <input type="checkbox"/> 成年者 (20歳以上65歳未満) <input type="checkbox"/> 高齢者 (65歳以上) <input type="checkbox"/> 婦人 (女性だけの団体) ※複数回答可		
会費等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	入会金 円	会費 年・月 円	材料費 月・回 円
講師(指導者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (講師氏名)		
	謝礼	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (月・回 円)	
会員募集	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
情報公開	<input type="checkbox"/> 活動情報を公開してよい <input type="checkbox"/> 活動情報を公開したくない (※公開内容は下記の通りです。) 団体名(個人名)・代表者名・電話番号・活動内容・主な活動場所		

【使用目的確認】

我孫子市公共施設では以下による使用を認めていません。

- ① 政治団体による寄付・入会などの勧誘目的で施設を使用しません。……………はい
- ② 宗教の布教・入信等の勧誘目的で施設を使用しません。……………はい
- ③ 同一又は類似の活動目的、会員構成で既に使用者登録していません。……………はい
- ④ 企業や個人営業に関する営利目的で施設を使用しません。……………はい
- ⑤ 教室(指導者自らが受講料等を徴収するもの)などを行う目的で施設を使用しません。……………はい

※我孫子市公共施設では、上記目的での使用を認めておりませんが④、⑤の要件については、体育施設及び我孫子市民プラザに限り認められることがあります。各施設の窓口でご相談ください。

※公民館の使用に当たっては、我孫子市公民館条例第9条に違反する使用はできません。

※虚偽の内容で登録した場合、登録が抹消され、我孫子市公共施設の使用ができなくなります。

【施設使用同意書】

- ① 我孫子市公共施設の使用に当たっては、各施設の条例規則を遵守することに同意します。
- ② 「ちば施設予約サービス」の使用に当たっては、「ちば施設予約システム利用規約」を遵守することに同意します。
- ③ 我孫子市以外の「ちば施設予約サービス」参加自治体の施設を利用する場合は、我孫子市から当該自治体に、登録情報を提供することに同意します。

年 月 日

署名 _____

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第9号

「旧井上家住宅の保存と活用計画」の策定について

「旧井上家住宅の保存と活用計画」を別冊のとおり策定する。

平成26年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

本計画は、我孫子市指定文化財である旧井上家住宅の文化財としてのより良い保存と有効な活用を展開するための基本方針として策定するものです。

議案第 10 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成 26 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 7 条第 9 号の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日
付けで人事異動を行いたく提案するものです。